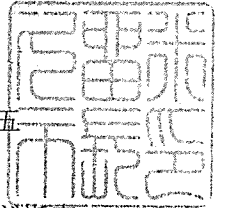


久留米市告示第 76 号

振動規制法施行規則（昭和 51 年総理府令第 58 号）別表第 1 付表第 1 号に規定する区域を次のように定め、この告示の日から施行する。

令和 5 年 2 月 10 日

久留米市長 原口 新五



振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、久留米市長が指定する地域（以下「指定地域」という。）のうち、次に掲げる区域

- 1 指定地域のうち、第 1 種区域（別添図面において緑色で着色した区域）、第 2 種区（別添図面において黄色で着色した区域のうち工業専用地域以外の区域）
- 2 指定地域のうち、前号に規定する区域以外の区域であって、次に掲げる施設の周囲概ね 80 メートルの区域内

イ	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校
ロ	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する保育所
ハ	医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち、患者を入院させるための施設を有するもの
ニ	図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館
ホ	老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム
へ	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園

（別添図面は省略し、当該図面は、久留米市環境部環境保全課に備え置いて縦覧に供する。）